

国立大学法人東京農工大学役員報酬規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (期末特別手当) 第9条 (略)</p> <p>2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在において当該常勤役員が受けるべき俸給月額及び都市手当の月額の合計に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び俸給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した合計額を基礎として、100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員給与規程第38条第2項の表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3～7 (略)</p>	<p>本則 (期末特別手当) 第9条 (略)</p> <p>2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在において当該常勤役員が受けるべき俸給月額及び都市手当の月額の合計に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び俸給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した合計額を基礎として、100分の162.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員給与規程第38条第2項の表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3～7 (略)</p>	<p>給与法の改正に伴い、期末特別手当の支給率を引き下げる改正</p>

附 則 (令和4年5月1日経規程第36号)

この規程は、令和4年5月1日から施行する。

ただし、令和4年6月期支給の期末特別手当における第9条第2項の規定の適用については、同項中「100分の162.5」とあるのは「100分の163.4」とする。